

固定資産税の評価替えが行われます

問 税務課 固定資産税係 ☎ 92-7918

固定資産税の土地と家屋の評価額は、3年に一度評価替えが行われており、令和6年度は3年に一度の基準年度に当たります。

○固定資産の評価替えとは・・・

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」に基づいて課税されます。理想的には毎年度評価替えを行い、その結果に基づいて課税を行うべきですが、手続きの簡素化やコスト軽減等の理由から、原則として3年間評価額を据え置く制度となっています。

ただし、土地の価格については、令和7年度、8年度において地価の下落があり、評価額を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。

○固定資産の価格に係る審査申出について

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、納税者は基山町に設置されている固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。申出期間は納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までです。

令和6年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

問 税務課 固定資産税係 ☎ 92-7918

令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

- ▽縦覧日時 4月1日(月)～5月31日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
 - ▽縦覧場所 税務課固定資産税係(役場1階)
 - ▽必要書類 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ※代理人が縦覧する場合は、委任状(法人の場合は、法人印または代表者の職印が押された委任状)が必要です

縦覧とは?

固定資産税の納税者が、自己の所有する固定資産(土地・家屋)と他の固定資産を比較することで、価格(評価額)が適正であるか確認するための制度です。



令和6年4月1日から相続登記が義務化されました 農地の相続については、相続登記後の届出が必要です

問 農業委員会事務局 ☎ 92-7945

農地を次の世代にトラブルなく引き継ぐため、農地の所有者が亡くなったときは、相続登記(所有者の名義変更)を行い、農業委員会へ、相続した旨の届出が必要です。

令和6年4月1日から相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上義務付けられました。法施行以前に相続した不動産も対象となります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が課される可能性があります。

食品リサイクルから生まれた
有機肥料
バイグリーン

野菜にも!
お花にも!
5袋以上ご購入で、
「オリジナルグッズ」
プレゼント!!

期間限定セール! [広告]
(期間 令和5年9/15～10/31)
15Kg/袋 通常310円が、
200円! (税込)

営業 月～金曜 8時～17時
時間 土曜日 8時～12時
※祝日も営業しています!

(有)鳥栖環境開発総合センター
鳥栖市轟木町929-2 TEL 0942-83-4594



有料広告